事 務 連 絡 平成23年3月14日

各都道府県·指定都市 精神保健福祉主管課 御中

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課

被災者への医療等に関する取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震については、医療の確保にご尽力いただき、厚く御礼申 し上げます。

さて、地震の影響による下記事項の取扱いにつきましては、各添付ファイルのとおりとなりますので、ご連絡いたします。

よろしくお願いいたします。

記

- 1 被保険者証の取扱いについて・・・別添ファイル①
 - 【概要】氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保 健及び後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所を申し立てること により、受診できるものとする。
- 2 被災者への処方せん医薬品の取扱いについて・・・別添ファイル②
 - 【概要】薬局関係者等においては、薬事法第49条の規定による正当な理由に該当することから、医師等からの処方せんの交付が困難な場合においては、必要な医薬品を販売、授与することを可能とする。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神障害保健課 企画法令係

電 話 03-3595-2307 FAX 03-3593-2008

事 務 連 絡 平成23年3月11日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県民生主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る 被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111 (内線 3172)

FAX:03-3508-2746

事 務 連 絡 平成23年3月12日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて (医療機関及び薬局への周知依頼)

昨日(平成23年3月11日)に発生いたしました、平成23年(2011年)東北地区 太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方せん医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地における処方せん医薬品を必要とする者 への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1(2)②に示したとおり、薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であること。

○ 薬事法(昭和35年法律第145号)

(処方せん医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

- 「処方せん医薬品等の取扱いについて」(平成17年3月30日付薬食発第0330016 号厚生労働省医薬食品局通知)
 - 1. 処方せん医薬品について
 - (1) 原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売(授与を含む。以下同 じ。)する場合を除き、新薬事法第 49 条第 1 項の規定に基づき、医師等からの処 方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはなら ないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

(2) 正当な理由について

新薬事法第 49 条第 1 項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方 せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合 社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の 取扱いについて(周知依頼)

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)あてに通知したので、関係者への周知方よろしくお願いします。